

I はじめに

本稿は、「国郡志御用書上帳 賀茂郡柏原¹⁾ひかへ」²⁾の分析を通して、19世紀初頭の東広島市西条盆地南部に位置する柏原（現東広島市郷曾・田口）における新田開発初期の進捗過程を明らかにするものである。書上帳とは、1825（文政8）年に広島藩の地誌書として完成した『芸藩通誌』の編纂材料として、領内各郡村から藩へ提出された調査報告書であり、本稿が分析対象とする柏原書上帳は、1819（文政2）年5月、藩へ提出した清書の控えである。

西村（2015）は、書上帳について「各郡の国郡志御用懸りに命じて村方から遺漏がないように調査し、隣村との突合せを行わず、村内の伝承をありのまま、穿鑿せずに提出」したものであると述べている。文中の「国郡志御用懸り」とは、各郡の有力者が務める割庄屋³⁾が任命された、各郡に設置された書上帳編纂の責任者であり、彼らが藩（郡）と現地の人々との仲立ちをしながら書上帳編纂事業の実務的役割の中心を担っていた。このように書上帳は、郡の割庄屋が責任者となって、村人への聞き取りや実地調査に基づき、地域の名称・沿革をはじめ自然・地理・歴史・生産物などをまとめたものであり、なるべく多くの情報を網羅的に掲載する方針で編集されていることから、近世後期における広島藩領域内の郡村の詳細な様子を知ることができる一級の史料である。また、藩は、書上帳と共に絵図も作成・提出させている。そのため、書上帳は、その内容を絵図で確認・補足することで当時の郡村についてより緻密な分析を加えることができるという史料価値をも有する。

柏原の新田開発については、最近になって、地理的な視点からの研究が進められるようになった。熊原（2017）は、水利施設の立地と地形の関係から、新田開発の意図を推定し、岩佐・熊原（2018）は、柏原と同時に開発がすすめられた三升原⁴⁾（東広島市田口）と柏原にある二つの神社の石造物の比較に基づいて開発初期の過程を分析している。しかし、柏原の新田開発がどのように行われてきたのか、詳細には明らかにしていない。

さて、本稿が研究対象とした柏原は、書上帳などの古文書だけでなく、数多くの古地図も残存しており、近世後期における新田開発の様子を捉える上で格好のフィールドである。さらに、柏原の開発初期の時期が、書上帳を藩へ提出する時期に偶然重なったことで開発初期の情報が豊富に記載されているため、従来、他の地域では十分に明らかにされていない開発初期の進捗過程を詳述できる点も、研究フィールドとしての柏原

がもつ魅力的な点である。

このように、新田開発研究の分野に新たな一石を投じうる柏原の研究成果をより充実させるために、本稿では、古地図や現地の状況をもとに、書上帳の内容をどのように解釈できるかについて文献史的な手法と地理学的な手法の両方を用いて検討した。具体的には、書上帳を翻刻し、新田開発の進捗過程を年代や項目別で整理した上で、開発に伴い整備された用水路やため池などの水利施設の規模に関する数値を基に、当時どのような規模の施設ができていたのかを図化することで、開発当時の柏原の様子を可能な限り復元する。

前述のように柏原書上帳は、旧藩政村の書上帳の多くが自治体史近世史料編などで翻刻されている中であって、いまだ活字化されていない。今後の研究に資する重要な史料と考えるので、巻末に本史料全体を翻刻して掲載した。

II 開発初期の進捗過程

本節では『国郡志御用書上帳 賀茂郡柏原 ひかへ』の記載に基づき、史料上に見える新田開発初期の概要をまとめた年表（表1）をもとに、その具体的な進捗過程について述べる。

1. 開発以前の状況

柏原は、「往古」より吉郷村・小比曾大河内村・田口村の三ヶ村の「寄合御建山」として共同管理された地域であった。元禄年間（1688～1704年）には、藩「御紙蔵」の命で開発・植樹した楮畑30余町が、土地柄悪く荒廃して笹原となり三ヶ村寄合の牛馬の飼草として利用されるようになった。また、柏原という名称は、柏木が多くあったことに由来すると言い伝えられていた。書上帳編纂のための現地調査では、地区内の未開地や腰林に柏木が確認されていた。

2. 唐榎の栽培と失敗

1808（文化5）年4月、郡奉行寺西監物・代官伴伝右衛門らの藩役人が柏原を見分して、同年秋を目途とする再開発・唐榎栽培計画を策定し、割庄屋津江村佐太郎・同乃美尾村万右衛門を再開発・唐榎栽培御用懸りに任じた。両人が再開発案の趣旨を三ヶ村百姓に説明すると、彼らは喜んで受け入れた。唐榎は、琉球榎とも呼ばれる落葉喬木で、江戸時代に入ると榎から蠟をとるようになったため多く生産されるようになった商品作物である。唐榎の栽培が始まったことで、蠟の生産量が増大し、西南諸藩の多くは蠟の専売制をとり、蔵物として大坂や江戸市場に移出して収益を得ていた⁵⁾。唐榎の栽培が軌道に乗れば、広島藩の財政に好

表1 柏原開発の経緯

和暦	西暦	干支	月日(季節)	出来事 【 】は経費
元禄年間	1688~1704	—	—	・吉郷村の古い帳簿に楮島(畝数三十町程度)の記録 →上手くいかず楮株を育てなくなり、牛馬の飼草のみ栽培
文化5年	1808	辰	4月	・郡奉行寺西監物一行が柏原を見分
			秋	・「同年秋に唐榿を植えるのが良い」との内儀 →割庄屋津江村佐太郎・乃美尾村万右衛門を御用懸りへ任命 ・三ヶ村による柏原分割案が提出 → 許可、境塚の設置 ・唐榿を植えるために苗の下賜を要望 → 13680本の下賜
			冬	・唐榿植え付け、肥銀の下賜
文化6年	1809	巳	春	・唐榿植え付け、肥銀の下賜
			冬	・低温のため唐榿の幹が枯れる、唐榿の生育が上手くいかず
			11月下旬	・殿様(浅野齊賢)が鷹狩りのため、四日市本郷付近に宿泊 → 柏原・三升原を見分
文化7年	1810	午	—	・神殿完成【半分は寺西監物の寄附、残りは御用懸り割庄屋・村役人・長百姓の寄附】 ・華表(鳥居)【代官伴伝右衛門の寄附】
			6月	・郡奉行寺西監物が御境内稲荷大明神を勧請
文化8年	1811	未		
文化9年	1812	申		
文化10年	1813	酉		
文化11年	1814	戌	—	・西山造酒が柏原・三升原を見分 →奥田外之助とともに「人々を移住させ、開墾作業に従事させるように」との発論 ・柏原から開墾希望者は現れず(三升原では5人)
文化12年	1815	亥	夏	・1808(文化5)年1815(文化12)年夏に至るまで神社を整備・拡張しようとする者が一向にいなかった
			— (秋頃か?)	・小比曾・大河内村の先庄屋清助が一念発起 →割庄屋乃美尾村万右衛門・津江村雄平を通して郡に申し及び →同村の次郎左衛門・忠左衛門・武兵衛・孫十郎・政平が同意して自力にて家作
			秋	・升突御用の番組が賀茂郡を訪問 →清助らは「用水路が整備されていないので不安である」との旨を伝える・勘定所郡担当の荒木左助・賀茂郡番組の山本伊三郎が柏原地区を見分 →小比曾村奥小田山より流れ出る川の余水を吉郷村枝郷市ノ畑より新溝を作って利用できるか否かを割庄屋二人も同行して調査し、可能であるという結論に ・清助の意志に吉郷村百姓5人・田口村百姓6人が同意し、清助らがまとめて開墾願提出 →割庄屋乃美尾村万右衛門・津江村雄平が取りまとめて藩に提出し、許可が下る →三升原の例に準じて藁代を居宅間敷一坪につき金五匁ずつの補助金と御褒美銀の下賜
			冬	・清助らが開墾作業に着手
文化13年	1816	子	—	・17軒の家が完成し、水田も整備
			春	・山本伊三郎の指揮のもとで一番池・二番池が完成【御銀+御用懸り割庄屋二人・諸役人の出捨】 ・用水大溝(小田山より流れ出て吉郷村市ノ畑宮の前より柏原溜池へ)が完成【御銀】
			秋	・華表が風により破損 → 再建の許可【御銀】
			冬	・浮過身分の保兵衛が貧乏であるが、柏原地区に居住したい旨を藩に志願 →家作入用銀の下賜、これ以降困窮者へ家作入用銀の下賜がなされることに
文化14年	1817	丑	—	・拝殿完成【御銀】
			春	・山本伊三郎の指揮のもとで三番池が完成【寄附(御銀)御用懸り割庄屋二人・諸役人の出捨】 →割庄屋吉川村六郎兵衛の寄附の許可
			夏	・用水大溝(=曲り溝:鷹の巣吉谷山谷より出水して中の峠池より柏原へ)が完成【割庄屋吉川村庄屋嘉平太の寄附】
			秋	・山本伊三郎の指揮のもとで一番池の増築工事完了【御銀】
文化15年 (=文政元年)	1818	寅	春	・児玉茂助の指揮のもと中ノ峠池が八割方完成【御用懸り割庄屋二人・諸役人の出捨】 【永代割庄屋同格の広村庄屋多賀谷武兵衛の御銀】
			秋	・用水坪二ヶ所(溜池二番池尻・檜ノ掛谷頭)が完成【御銀】 ・吉川村先祖頭角兵衛が柏原へ引越 → 練綿元方の免許が下る
文政2年	1819	卯	春	・中ノ峠池が完成【御用懸り割庄屋二人・諸役人の出捨】【永代割庄屋同格の広村庄屋多賀谷武兵衛の御銀】
			5月	「国郡志御用書上帳 賀茂郡柏原 ひかへ」提出
文政8年	1825	酉		『芸藩通志』完成
天保5年	1834	午	—	・柏原三谷の東の谷(鎮守社背後の谷)に堤と樋が完成【御銀】

著者作成。

影響をもたらすことになるため、藩は積極的に開墾事業を進めたのである。一方、柏原を三ヶ村で分割開墾するという独自案が、藩の再開墾・唐榿栽培計画に期待をかけた三ヶ村から御用懸り割庄屋を経て藩（郡役所）に提出され許可された。そこで御用懸り両人が三ヶ村に対して、権利所持者や土地活用予定者の有無について事情聴取したところ回答がなかったので、両人は、開墾予定地に「境塚」を築いて、「小内者」（貧窮百姓）に対して人別に面積配分して入植・「開墾」させ、藩が下賜する唐榿の植え付けを義務づける具体案を藩（郡役所）に提出した。

藩は郡役所を通して13,680本の唐榿の苗と、肥料代銀を下賜した。これを受けて現地では、1808（文化5）年の冬と1809（文化6）年の春の2回に分けて榿苗を植え付け、購入した油槽を施肥しながら、唐榿栽培が開始された。

しかし、唐榿栽培計画は早々と挫折した。柏原は、賀茂台地上にあり、冬期には特に寒気が厳しいため、木が枯れてしまう。春になると冬枯れしたかみえた多くの幹から若芽が出たもののそれ以上生育せず、ついには枯れてしまう木が増加の一途をたどった。生き残り生長する強靱な木はあったものの、実が成ることはなく、結局唐榿の栽培は失敗に終わった。1809（文化6）年以降、藩（郡役所）から新たな開墾計画が立ち上がるまでの約5年間、その打開策を見出せない状況が続いていた。

3. 水田耕作地としての開墾

1) 藩の補助金による自力家作開墾地と入植者の構成

1814（文化11）年、代官西山造酒が郡内を視察した際、柏原と（柏原と同時期に開墾が進められた）三升原を見分し、居宅を自力で建設できる者を両原に定住させて開墾することを推奨した。それを受けて、三升原への移住を希望した者の数は、田口村から小百姓3人、大沢村から小百姓2人の計5人だったものの、柏原への移住希望者は皆無だった。岩佐・熊原(2018)が指摘したように柏原・三升原は双子的な開墾だったが、三升原より柏原の方がより開墾の困難さを伴っていたといえる。ちなみに、三升原の新田開墾については、『広島県史 近世Ⅱ』Ⅳ「農村の変貌 山野の開拓」の中で、国郡志差出帳（三升原）の記述をもとに概観されている（鈴木，1984）。柏原における新田開墾の理解を深めるために、三升原と比較・検討することは避けて通れないところであるが、現状では三升原の検討が不十分であるので、本稿では触れるに留めておき、今後の課題としたい。

さて、柏原への入植者が一向に現れない状況が続いていた1815（文化12）年、小比曾・大河内村で以前庄屋を務めた清助が状況を打開する行動に出た。以前から西山の開墾計画に賛同し入植する意思を抱いていた清助は、御用懸り割庄屋両人から聞いた開墾計画を受けて、自分が先頭に立って居宅建造・開墾・集落形成に取り組む意志を示して小比曾・大河内村の人々を勧誘・説得した。清助は自らの勧誘に応じた5人の百姓とともに自力で居宅建造することにしたが、用水設備が整っていないので開墾は不可能であり、開墾だけでは定住・安定経営は困難であるとの不安から、入植を逡巡していた。

そのような状況下で、同年初秋、升突（作況調査）のため郡奉行所から、番組が入郡してきたので、割庄屋乃美尾村万右衛門・同見習津江村雄平は柏原開墾における用水路の必要性を懇請した。この申請を受理した藩勘定所は、その後、郡担当荒木佐助・賀茂郡番組山本伊三郎を賀茂郡に派遣し、柏原の現況を見分させた。荒木・山本は、割庄屋両人を伴って現地調査を行い、小比曾村奥小田山から流出する川の余水を利用して吉郷村枝郷市畑に至る用水路を造築すれば、段丘面上にある柏原に水を灌漑できることを確認した。現地踏査に随行した割庄屋両人は用水路計画に賛同して清助ら百姓6人に説明・激励し、自力で居宅建造して定住し開墾したい旨を記入した願書を提出させ、藩（郡）の把握するところとなった。

さらに、割庄屋両人から藩の用水路建設計画と清助らによる自力家作定住願の提出について伝えられた吉郷村・田口村でも入植希望者が現れ、吉郷村百姓5人、田口村百姓6人が清助らと同様に割庄屋両人へ自力家作定住願を提出した。割庄屋両人が、小比曾・大河内村6人分の願書と合わせて入植希望者17人分の願書を藩（郡役所）に提出すると、藩は入植を認可するとともに、自力家作の褒美銀（藁代）として三升原に準拠して居宅間数1坪につき銀5匁計算で支給することとした。

清助ら17人の入植百姓は、1815（文化12）年の冬から家作に取りかかり、翌年の春には17件の家を完成させて、開墾作業も順調に進んだ。入植・開墾が短期間で円滑に運んだのは、清助ら入植者の意欲によるのはいうまでもないが、柏原が1808（文化5）年唐榿開墾の再開墾地域であり、唐榿開墾のときに築いていた「境塚」が人別配分区画として再利用できたからであろう。

清助ら17人の一斉入植が完了した1816（文化13）年の春から半年以上を経た同年の冬には、大田村（現

安芸津町) 生まれの「浮過」保兵衛が柏原入植の願書を割庄屋兩人に提出したが、自力家作の不可能な「極難渋もの」であるため入植できないと歎いていた。そこで割庄屋兩人が藩へ配慮を願い出たところ、特別に家作入用銀の支給が認められ、保兵衛はさっそく家作開地を行った。それ以後、「極難渋もの」については保兵衛のケース同様、家作入用銀を支給するとしたところ、徐々に入植者が増加し、3年後の1819(文政2)年の書上帳作成時点では、一村の様相を呈するまでになった。

2) 水利施設の整備の進展

清助ら17人が入植し開発の橋頭堡となる居宅を完成させ、一定の開田畠を達成した1816(文化13)年の春に、藩主導で後述の一番池・二番池が完成したため、その年の田植えに間に合わせる事ができた。その後、開田畠範囲の拡大にあわせて、稲作や畠作に必要な不可欠なため池や用水路などの水利施設の整備が行われている(図1)。

書上帳にみえるため池は、溜池壱番(以下、一番池)・

溜池貳番(以下、二番池)・溜池三番(以下、三番池)・中ノ峠池の四つである。最も古く築造されたのは一番池・二番池である。両池は1816(文化13)年の春に、山本伊三郎の指揮のもと完成した。一番池については翌1817(文化14)年の秋に増築工事がなされたようである。さらに同年の春には、二番池が完成している。一番池・二番池・三番池は、扇状地性段丘面の一番高い扇頂部分に位置しており、これらのため池よりも土地の低い広い範囲に水を送ることが可能となった(熊原, 2017)。この普請は、一番池・二番池については藩からの御銀で賄われたが、三番池については割庄屋吉川村六郎兵衛の藩庫への寄附による名目上の「御銀」で賄われた。御用懸り割庄屋兩人や諸役人に手当はなく手弁当であった。

このように、約2年間で柏原の開墾事業を支える水利施設の整備が立て続けに進んだ一方で、三つのため池が貯水量の多くない「皿池」型のため池であることから、十分な量の水を供給することができないという課題も同時に抱えることとなった。そこで、1817(文

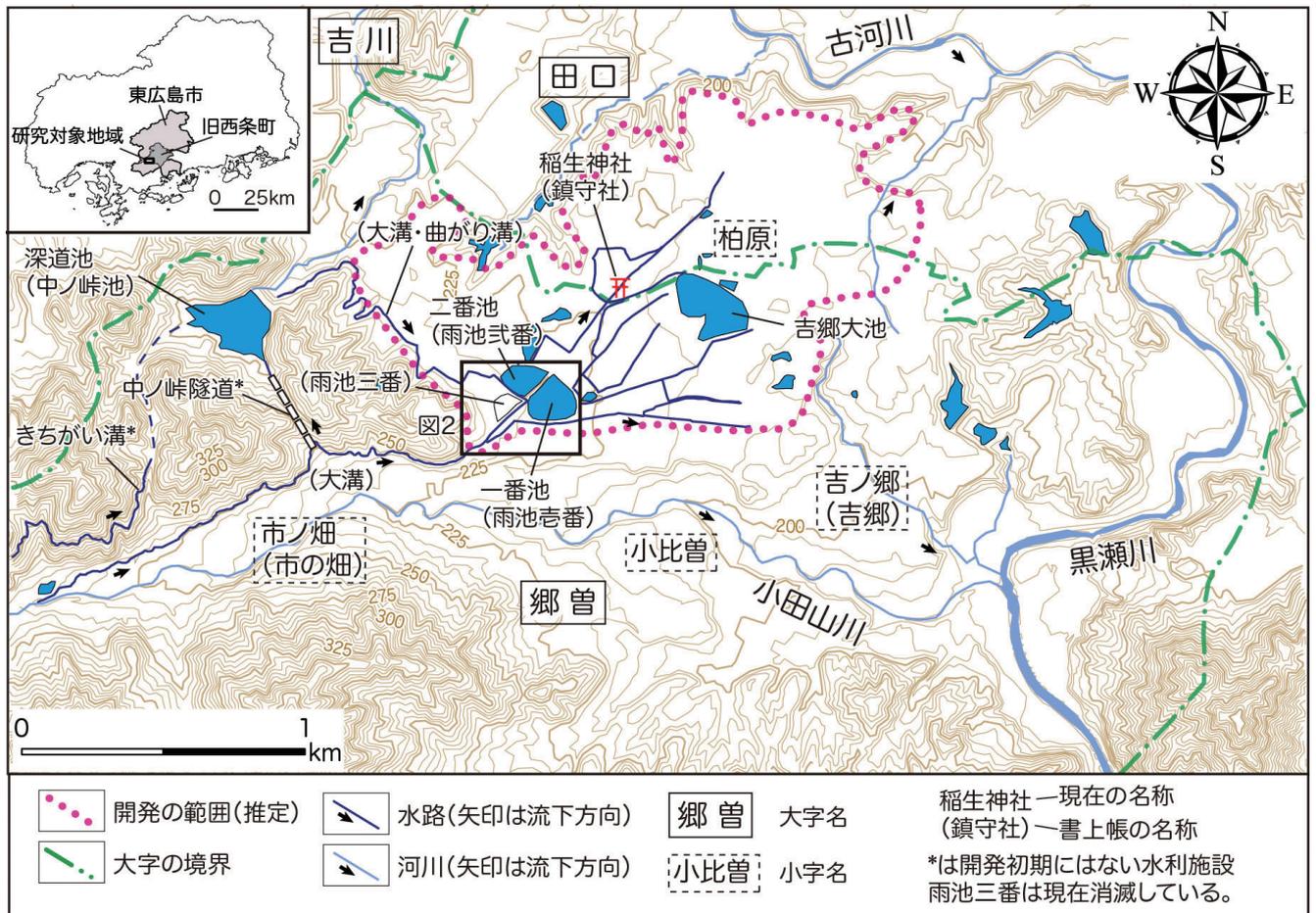


図1 柏原地区の地域概観

等高線の間隔は5m。等高線は国土地理院5mメッシュ標高データを用いて作成。用水路の位置は現地調査に基づく。熊原(2017)を改変して著者作成。

化14)年頃から貯水能力に優れている「谷池」型の中ノ峠池の築造が開始され、翌年には8割方ができあがり、1819(文政2)年の春に完成した。この普請は、児玉茂助の指揮のもと、名目上は藩負担の「御銀」であるが、実際は、永代割庄屋同格広村庄屋多賀谷武兵衛の藩庫への寄附によるものであった。御用懸り割庄屋や諸役人に手当はなく手弁当であった。

ちなみに、四つの池が完成した4年間で、開田畠(および畑から田への地目変換)が飛躍的に増大したことは、1819(文政2)年柏原野取帳(広島県立文書館所蔵 竹内家文書1329)からうかがうことができる。その分析は他日を期したい。

ため池の整備と並行して、水を柏原へ行き渡らせるための用水路の整備が必要となる。書上帳では、二つの用水大溝を含む14ヶ所の用水路が確認できる。用水大溝のうち一つは、小田山より流れ出た水を吉郷村市の畑宮の前を通して柏原溜池(一番池～三番池)へ流す溝である。これは一番池・二番池とともに造築されたと考えられ、1816(文化13)年の夏に完成している。もう一つは、鷹の巣吉谷山谷から中の峠池に流れた水を柏原へ流す曲り溝である。これは中ノ峠池完成(1819年)よりも早い1817(文化14)年の夏に完成しており、当初は谷の水を集めていたと見られる。その後、中ノ峠池が完成してからは、池の水を取水したものと考えられる。また、ため池・用水路以外の水利施設として、4ヶ所の閘(水門)と13ヶ所の排水瓶閘も整備されている。

水利施設の整備が進むにつれて、開発事業は順調に成果を上げると想定された。しかし、書上帳には、既存の溝筋に十分な水が流れておらず、用水路への更なる水の供給や新たな用水路建設の必要性が記されている。

3) 神社の整備

柏原の開地繁栄を祈願するために鎮守社の建設も行われた(図1)。水田耕地の開発がまだ進んでいない1810(文化7)年、郡奉行の寺西監物が稲荷大明神を勧請し、吉郷村住(吉郷・小比曾両村受持)社人長沼因幡、福本村住(田口・大河内両村受持)社人山持美濃、賀茂郡注連頭の寺家村の社人撰津が立ち会う中で遥拝の儀式が行われた。この儀式には、御用懸り割庄屋両人や吉郷村・小比曾大河内村・田口村の庄屋・組頭・長百姓らも出席した。稲荷大明神の勧請は、唐櫃栽培の不振から脱却を期する切実な祈念によるものと思われる。さらに、同年には神殿や華表(鳥居)も建設されている。

しかし、1810(文化7)年に行われた一連の鎮守社

の整備もむなしく、結局、藩も村方も唐櫃栽培の継続を断念し、新たな開発案が打ち出せないまま、鎮守社は社殿を開く人もなく荒廃してしまっ

た。閉ざされた社殿が開かれたのは、藩が柏原再開発方針を打ち出し、清助が用水に不安を抱えながらも自力で再開発を目指す決意をした1815(文化12)年の夏であった。ちなみに華表は、翌年の秋に大風による被害を受けたが、藩の支援でただちに再建されている。清助ら17人が入植した1816(文化13)年からは水利施設の整備も進み始め、そのような中で鎮守社に拝殿を建設する動きが高まり、1817(文化14)年に藩の支援で鎮守社に拝殿が建設された。このように鎮守社は、柏原の開発状況とリンクしながら整備されていった。

Ⅲ 柏原における新田開発の特徴

1. 開発事業の進展と財源

1) 藩と現地の連携

柏原における開発は、藩の国産奨励政策・新田開発政策と村役人層の開発指導(資金拠出・融資・新開地集積)、小百姓・浮過層の田地所持願望など、各レベルの要請をもとに、相互の連携のもと進められてきた。例えば、1815(文化12)年の清助による開発が始まるまでを見てみよう。

まず、柏原における開発を建議したのは代官西山造酒・奥田外之助である。彼らは藩の役人であるから、いわゆる「上」からの指示で開発が始まったことになる。しかし、柏原における開墾希望者がなかなか現れない中、清助らが一念発起する。彼らは御用懸り割庄屋を通じて郡に開墾希望の旨を申上した。その後、賀茂郡を訪問した升突御用番組に対して「用水路がなくては開墾作業が不安である」と伝えると、それを受けて荒木佐助・山本伊三郎が柏原を見分して用水路建設に取り掛かることになった。ここで重要なのは、清助らの要望が取り入れられて藩の政策として具体化されたこと、つまり「下」からの意見が「上」の政策内容に反映されたことである。他にも、貧しいがゆえに柏原に居住できなかった保兵衛に対して家作入用銀を施すことで入植を後押しした事例など、「下」からの要望が「上」に許容されて政策となった事例が見られる。

このように柏原の開発事業は、藩から派遣された役人と現地の人々の連携のもと着実に進められた。また、入植支援金を用意して、浮過層の定住化と生業を保障することで彼らの社会不安を解消するなど入植者確保のための努力も行われた。清助らの行動は、浮過層の田畠所持欲求が具現化したものであり、彼らの動きが

柏原の人口増加につながっていった。

柏原の開発事業は、財政再建を実現するための政策（貢租収入の安定化＝財源確保）である。そのため、「藩（郡役所）—御用懸り割庄屋—百姓」が相互に連携し、「上」からの指示による開発事業計画を契機に、「下」の要望をくみ上げることで実現可能な政策としての内容を充実させつつ、着実に進められていったのである。

2) 開発財源

柏原における新田開発の財源は、大きく①藩から下賜された御銀と②（割庄屋などによる）寄附である。それぞれいかなる場合で使用されたのかを検討する。

①御銀が使用された事例として、まず1808（文化5）年に始まる唐櫃植え付け事業が挙げられる。この時には、櫃苗や肥銀が下賜されている。また、唐櫃開墾の失敗後、新たに開墾希望者を募って稲作・畠作の開発事業を再開する1815（文化12）年からは、清助ら開墾希望者に対して藁代や御褒美銀を下賜している。また、1816（文化13）年に造築された一番池・二番池、用水大溝・用水坪などの水利施設も御銀で造築されている。これらは、郡奉行の寺西監物などによって発議された開墾事業の初期投資である。初期投資は、開墾事業を始めるために必要な最低限の環境整備にかかる費用であるため、御銀が使用されたと考えられる。また、困窮者への家作入用銀の下賜など、開墾事業を軌道に乗せるために必要だと考えられる費用についても御銀が使用されている。

②寄附が使用された事例としては、1817（文化14）年に造築された三番池や谷池として新たに造築された中ノ峠池、さらに鷹の巣吉谷山谷より出水して中ノ峠池より柏原へ水を流す曲り溝が挙げられる。三番池は割庄屋吉川村庄屋六郎兵衛による寄附、中ノ峠池は広村庄屋の多賀谷武兵衛による寄附、曲り溝は割庄屋吉川村庄屋嘉平太の寄附によってそれぞれ造築されている。三番池・中ノ峠池・曲り溝は、藩による初期投資として造築された一番池・二番池・大溝を補完する設備である。このような追加投資には、藩財源から下賜される本来の御銀ではなく、寄附が使用された。これは、初期投資に大量の御銀が使用されて藩の出費が大きくなったので、追加投資には寄附を募ることで出費の拡大を防ごうとしたのであろう。

さらに寄附といっても、一旦藩庫に納められた後、改めて藩から支給されていたため、名目上は「御銀」であった。御銀については、貢租・運上などからなる本来の藩財源から下賜される場合が一般的であるが、割庄屋クラスの名望家の多額の寄附がいったん藩庫に納められ、それが御銀として下賜される場合もあった

のである。

ちなみに、ため池に関しては、どれも御用懸り割庄屋や諸役人自らが飯米を持ち寄ることによって造築されている。現場の工事責任者たる御用懸り割庄屋や役人が手弁当で任務につくことは百姓らの謝意と敬意を獲得する上で、すなわち村役人と百姓との信頼関係を強化する上で、効果的な手段と考えられる。

また、鎮守社の建設費用には、御銀や寄附の両方が使用されている。1810（文化7）年に初めて行われる本格的な鎮守社建設（稲荷大明神の勧請・神殿・華表）の際には、郡奉行寺西監物をはじめ御用懸り割庄屋や村役人・長百姓など様々な人々の寄附が使用されている。鎮守社は、柏原の平和と安穏や唐櫃栽培の好転を祈願するために建設されたものであり、現地の人々が自ら建設費用を負担することによって、神の靈験を高めようとしたのであろう。後に行われた華表の再建や拝殿の建設は、御銀で行われている。これらは1816（文化13）～1817（文化14）年に行われており、入植者による開墾作業が進んでいる時期である。ただでさえ開墾に関わる費用を負担している現地の人々に、神社に関わる費用をも負担させるのは酷であると考えたのかもしれない。

2. 新田開発の成果と課題

1) 開発地の拡大

1815（文化12）年の冬に始まった開発事業は、どの程度進展していったのだろうか。1819（文政2）年5月の書上帳提出時点での開発状況を検討する。

柏原の総畝数（約60町）の内、1816（文化13）年から1819（文政2）年に至る4年間の開墾面積は25町3反9歩であり、その内訳は屋敷地が9反4畝21歩、田地が11町3反3畝9歩、畠地が13町2畝9歩であった。残りの34町余りは未開地である（表2）。表2をみると、開墾面積が全土地面積の半分に満たないことがわかる。この理由として、入植者が少ないことや、ため池や用水路などの水利施設の運用が計画通りに機能していないことが推察される。さらに、開墾地の内訳をみると田地よりも畠地の方が多くことが注目される。前述のように、ため池や用水路などの水利施設を整備したとはいえ十分な水資源が確保できたとはいえない状況の中では、水田よりも水が比較的少なくて済む畠地としての開墾が優先されたと考えられる。そのため、藩への御見取米（検地されるまでの暫定的な年貢米）を納めることができず、寸志米としていくらかを上納するにとどまっていた。

表2 1819(文政2)年5月における柏原地区の土地利用

土地利用	記載された面積	面積(m ²)	割合(%)
屋敷	9反4畝21歩	9,394	2
田地	11町3反2畝9歩	112,324	19
畠地	13町2畝9歩	129,188	22
未開墾地	34町余	344,294	57
合計	約60町	595,200	100

1反を992m²として計算。著者作成。

2) 居住者の生業と経済力

柏原の開墾事業では、入植者不足が大きな問題となっていた。そのため、藩は入植支援金を下賜して、開墾希望者を増加させようとした。その結果、清助ら初期開墾者の住居17軒を含む99軒にまで家屋数が増加した。

99軒の家屋の内訳は表3のようになる。最も多いのは百姓宅(58軒)であり、開墾が始まってから4年間に17軒から58軒まで増加している。彼らが開墾主体として農作業に従事した結果、柏原の約4割が開墾されたのである。蔵1軒は、役人である組頭同格弁右衛門か、吉川村前組頭当引受役角兵衛所有のものと見られる。また、家畜としての牛を飼うための家屋

表3 1819(文政2)年5月における柏原地区の家屋の内訳と住民の属性

家屋種	戸数	職業	人数
役人宅(百姓)	1	役人	1
		役人懸り人	4
百姓宅	58	百姓	57
		百姓懸り人	142
青染屋	1	青紺屋	1
		青紺屋懸り人	7
鍛冶手伝	1	鍛冶手伝	1
		鍛冶手伝懸り人	5
木挽手伝	1	木挽手伝	1
		木挽手伝懸り人	4
大工(手伝)	1	大工手伝	1
		大工手伝懸り人	2
蔵	1		
牛舎	33		
灰舎	2		
合計	99	合計	226

著者作成。

も30軒見られるが、牛は農業用であるから、百姓の居宅屋敷内にあったと考えられる。牛舎33軒の所有者としては、後述する入植時褒美銀辞退者=完全自立経営2人(弁右衛門・角兵衛)・入植時褒美銀受給者24人は牛および牛舎を持っていたと思われるから26軒は彼らの牛舎であると考えられる。残り7軒は、当分飯用まで含めて御銀150匁を支給された「極難渋者」のなかで、牛を手に入れた7人のものである。

さらに、百姓以外にも青染屋・鍛冶手伝・大工などの農業以外に従事する人々の家屋があったこともわかる。

ここで、柏原に居住している人々の内訳も見てみよう。居住者総数は全部で226人(男117人、女109人)である。表3を見ると、最も多いのは「百姓」57人とその家族ら被扶養者(史料上の「懸り人」)142人を合わせて199人、役人1人(組頭同格弁右衛門)と「懸り人」4人の5人、諸職人として青紺屋(1人・同7人)・鍛冶手伝(1人・同5人)・木挽手伝(1人・同4人)・大工手伝(1人・同2人)などが22人居住していた。田地や畠地の開墾を目的に開墾が進められた地域であるが、入植百姓を顧客に居宅建設修理に関わる大工手伝・木挽手伝、農具調理具製作修理に関わる鍛冶手伝、日常着・労働着などの藍染めを職業とする青紺屋など、衣食住の生活必需品を供給する職人も入植百姓の増加とともに入植し、この点でも他の村々に近い「村」としての体裁を呈するようになってきているといえよう。注目すべきは、吉川村で以前組頭を務めた柏原引受役である角兵衛は、1816(文化15)年に柏原へ引越してきたが、繰綿元方(請負元)の免許が下されて、その元で百姓家族の女性や老幼の者が繰綿手業に従事していたことである。開発した田畠だけでは生活できない入植百姓たちは家計補助の副業を必要としていたが、それに目を付けた柏原引受役角兵衛は、繰綿元方免許を獲得して柏原での繰綿事業を行ったのである。他の百姓らは生産性の低い(田の階級の多くは「中下」)田畠経営と副業の繰綿りだけでは生計を立てることは難しく、時間を遣り繰りしながら物資運搬の手伝いなど日雇いで駄賃稼ぎをしていた。角兵衛は柏原百姓相手の商売もおこなっており、生活用品の販売などによって利益を上げていた。

さらに、書上帳は居住者の経済力についても言及し、居住者の経済力を軒別三段階に分類している。2軒(組頭同格弁右衛門・吉川村前組頭当引受役角兵衛)は自力にて住居を作ることができるため藁代としての御褒美銀を辞退した人々、24軒は自力で住居を作ることができるが藁代としての御褒美銀(居宅間数一坪につ

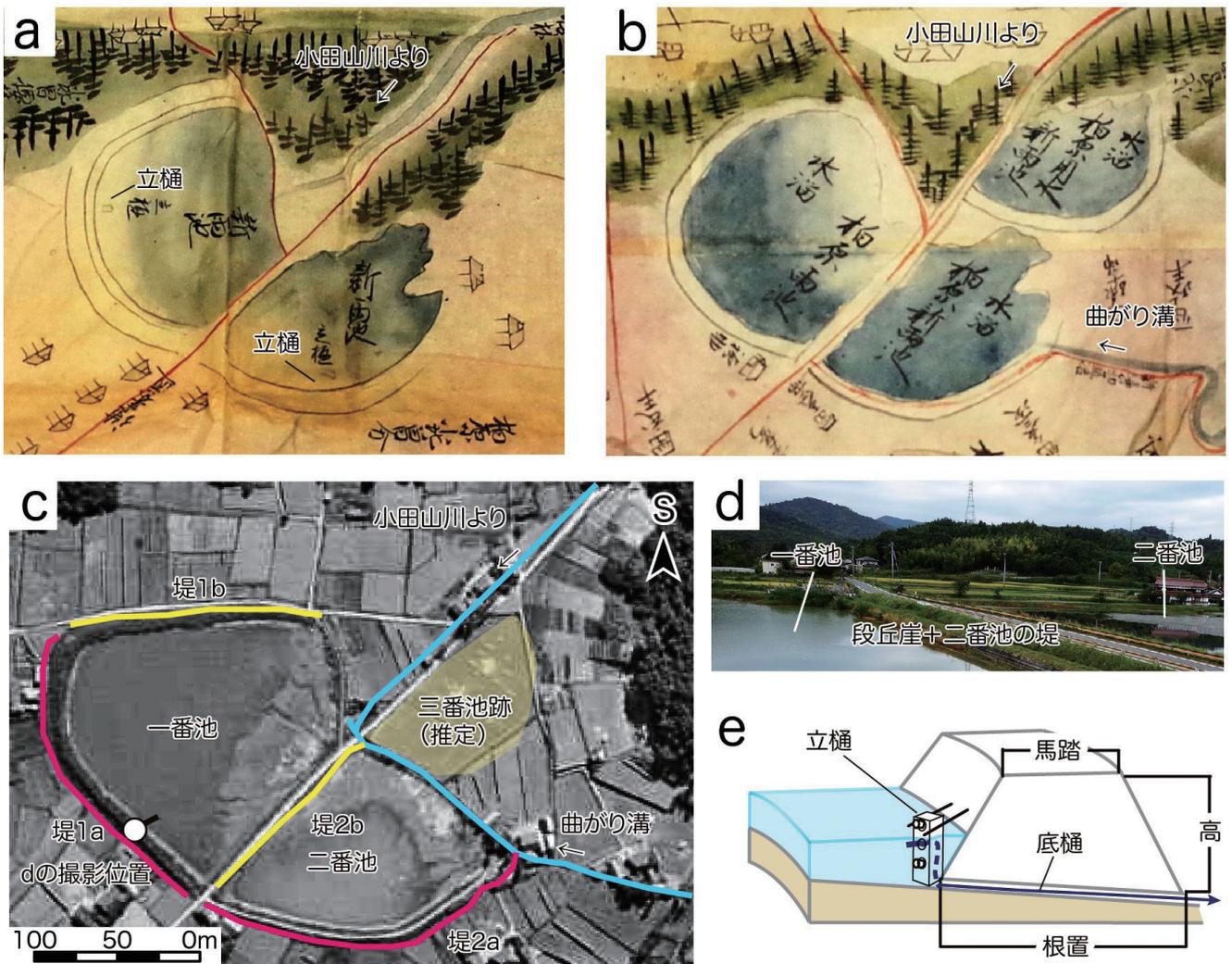


図2 柏原のため池造築過程と構造

a: 1816 (文化13)年の柏原南西端のため池の状況。平賀家文書〔柏原絵図〕(登録番号198801/2743)の一部。上が南, b: 1817 (文化14)年の柏原南西端のため池の状況。平賀家文書〔柏原絵図〕(登録番号198801/2720)の一部。上が南, c: 国土地理院撮影の空中写真(1965年撮影)。a, bの図にあわせて上が南であることに注意。壺a, b, 式a, bは表4に示した堤の推定範囲, d: 現在の一番池, 二番池の現地写真。南西に向かって撮影。撮影位置は図2cに図示。一番池, 二番池の境界に小崖(段丘崖+二番池の堤)が認められる, e: 堤の模式図。いずれも著者作成。

き銀五匁)を下賜された人々, 37軒は自力で住居を作ることができず居宅・牛屋・農具代・食事代などとして一軒につき御銀150目の下賜を受けた人々である。居住者の半数以上が経済的弱者であるという点は見逃せない。開墾希望者が少ないがゆえに経済援助という形で経費を増やしてまでも開発を進めようとしたのであるから, 柏原がいかにかに開発に不向きな条件であったかを推し量ることができる。藩の強い開墾意欲を読み取ることができる。

IV. 書上帳に残るため池と用水路の造築過程と構造の復元

新田開発を進める上で, ため池と用水路は特に重要な施設である。ため池は水を貯めて, 必要な時に必要な量を供給する機能を持ち, 用水路は水を集め, 運び,

分配する機能を持つ。ここでは, ため池や用水路がどのように造築されたのかを, 書上帳だけでなく, 当時の絵図や地形を踏まえて復元する。絵図には作成した年が示されているため, 年単位での柏原の変化を読み取ることができる。絵図は, 広島藩に提出した柏原新田開発の詳細を示した本図の控えであると見られる。

1. ため池と用水路の造築の過程

前述したように, 書上帳の記載では, 1814 (文化13)年に, 小田山川から取水する大溝と一番池, 二番池がつくられ, 翌1815 (文化14)年に, 後年中ノ峠池ができる谷から取水した曲がり溝(大溝)と三番池がつくられたとある。絵図をみると, この記述に対応するように, 1814 (文化13)年(図2a)と1815 (文化14)年(図2b)の絵図でこれらの構造物が描かれ

ている。なお、三番池はその後埋められたようで、少なくとも1900（明治33）年の地形図にはすでに池の表記はない。おそらく、三番池は、中ノ峠池からくる曲がり溝よりも高い位置にあたるので、小田山川からの水だけを貯める働きしかない。小田山川からの水が十分に流れてこないのが、1900（明治33）年以前に埋めてしまったと推測される。

2. 一番池、二番池、三番池の規模や堤の構造の復元

書上帳には、ため池の構造に関する数値が詳しく記載されており、表4に一番池、二番池、三番池に関する数値を示した。ここで、堤長はため池の堤の長さ、根置とは堤の底の幅、馬踏とは堤の上辺の幅、高とは堤の高さ、周廻とはため池の周囲の長さ、水面はため池の水面の面積を示している（図2e）。奇妙なのは、一つのため池に対して、堤長・根置・馬踏・高という堤に関する記載が二回出てくる点である。本来一続きの堤であるはずなのに、なぜ二度も記載しているのだろうか。

この疑問を解決するため、便宜的に、一番池の堤に

関する最初の記述を堤1a、後の記述を堤1bとし、二番池、三番池も同様に定義した（表4）。注目すべきは、三つのため池の堤aの根置の幅が、いずれもそれらの堤bよりも2～3倍ほど厚いことである。また高も同様、いずれの堤aも堤bのおよそ2倍である。したがって、より強固で高い堤をつくる必要のある部分に堤aがつくられ、そこまで強固でなくてもよい部分に堤bがつくられたとみなせる。一番池、二番池の底樋の長さは、堤aの根置の長さで一致していることから、底樋があるところは堤aがあるところであるといえる。図2aには立樋の位置が示されていて、立樋の底から底樋がつながっていることから、立樋がある部分は堤aの部分といえよう。また、底樋を設置する地点は、構造上ため池の底の中で最も低いところにあることから、堤の高さが高いことも合理的である。熊原（2017）は、柏原における新田開発地域の微地形を検討し、一番池と二番池の間に1～2m程度の直線的な侵食崖があることを指摘している。一番池を例にとると、一番池と二番池の間の崖には、自然の崖があるため、人工的な堤を作る必要はない。したがって、堤

表4 一番池、二番池、三番池の堤の構造に関する数値

池名	堤名	堤長	根置	馬踏	高	周廻	水面	完成時期
一番池	堤1a	110 (200.2)	12 (21.8)	1.2 (2.2)	2.5 (4.6)	330 (600.6)	2.5 (24800)	1816年 (文化13)
	堤1b	82 (149.2)	6 (10.9)	1.2 (2.2)	1.5 (2.7)			
二番池	堤2a	115 (209.3)	10 (18.2)	1.5 (2.7)	2 (3.6)	280 (509.6)	2 (19840)	
	堤2b	45 (81.9)	3 (5.5)	1 (1.8)	1 (1.8)			
三番池	堤3a	58 (105.6)	7.5 (13.7)	1.2 (2.2)	2.3 (4.2)	記載なし	0.7 (6944)	1817年 (文化14)
	堤3b	50 (91.0)	2.8 (5.1)	0.8 (1.5)	1.2 (2.2)			

水面以外の値の単位は間。括弧内はmの換算値（1間を1.8mで計算）。水面の単位は町。括弧内はm²の換算値（1反を992m²で計算）。著者作成。

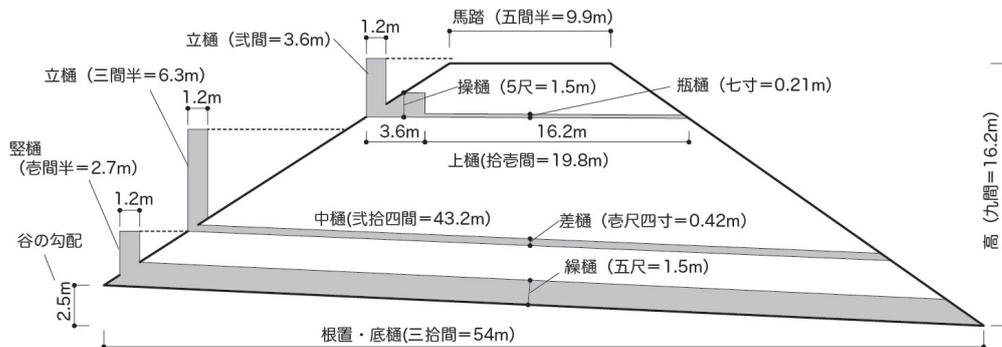


図3 書上帳の記載に基づく中ノ峠池の堤の復元
著者作成。

1bは池の南側の相対的に高い位置の部分に設置したと考えると合理的である。以上の検討から、堤の長さ、地形、絵図の記載から合理的な配置を考えると、図2cに示した構造に基づいて記載したと考えられる。この形状は絵図に示された堤の位置とも整合的である。一番池、二番池とも南西側に堤がないが、この理由として柏原は南西を扇頂とする扇状地の地形であり、標高の高い南西側には堤が不要である。この推定に基づくと、一番池と二番池の大きさは開発当時から現在までほとんど変わっていない。

なお、二番池の水面の面積は現状では約12,000m²しかなく、記載内容から推定された水面の面積約20,000m²とは大きく異なる。仮に、池の周囲と水面の面積を書上帳の数値にあわせようとすると、池の形状は正円形となる必要がある。しかし、その形状は絵図からは考えにくく、書上帳に記載された水面の面積の値が誤っているのではないかと見られる。

3. 中ノ峠池の規模や堤の構造の復元

中ノ峠池は、谷池型のため池であることから、下流側に堤をつくれれば、ため池を簡単に造築することができる。また、堤を高くすれば、水深を深くすることができ、貯水能力が高まる。一方で、大きな水圧が堤にかかることを考慮する必要があり、堤体は一番池・二番池に比べて著しく頑丈である(図3)。堤の高さは16mを超えるため、排水する機能として上樋、中樋、底樋の三つを堤の中に設置し、それぞれに立(竪)樋がつけられている。図3は、書上帳の樋に関する数値をもとに、中ノ峠池の堤の断面を復元したものである。復元にあたり、堤設置前の谷の勾配を、現在の中ノ峠池である深道池の堤より下流の谷の勾配から求めた。地理院地図から作成した断面図から検討すると、長さ約200mで10mの低下が見られた。中ノ峠池の堤の根置(底)の長さは54mであるので、堤の池側と下流側でおよそ2.5mの高低差があったとみなした。復元図をみると、上樋、中樋、底樋の立(竪)樋によって、どの水位であっても排水することが概ね可能となっている。ただし上樋につながる立樋下端と中樋につながる立樋上端の間には、若干のすき間があること、上樋につながる立樋上端は馬踏よりもやや高いことから、もしかすると上樋の長さが19.8mよりも長く、上樋の位置がもう少し下であった可能性がある。なお、書上帳には記されていないが、立樋には穴が複数空いていて、水面近くの穴から緩やかな流れの水を、堤の中を通して排水することで、堤の破壊を防ぐ工夫があったと見られる。

ところで、書上帳に記載された中ノ峠池の堤や周囲の数値をもとに当時の中ノ峠池の大きさを復元すると、現在の深道池とほぼ同規模のため池であったことが推定される。中ノ峠池は、貯水能力の高いため池であったにもかかわらず、集水域の狭さゆえに池の貯水量は不足気味であった(熊原, 2017)。ため池の貯水不足は、中ノ峠池に水を集める方策として、後年にきちがい溝や中ノ峠隧道(図1)を造築する原因となった。

V おわりに

「国郡志御用書上帳 賀茂郡柏原 ひかへ」の分析を通して、19世紀初頭の東広島市西条盆地南部、柏原における新田開発初期の進捗過程の詳細を明らかにした。その特徴として、1) 開発は、唐櫃を植えて数年で失敗に終わった期間と、その数年後からはじまった入植を伴う開発の時期に区分されること、2) 入植を伴う新田開発は、広島藩からの指示によって始まったが、水利施設の増築という入植者からの要望が、割庄屋を通して藩へ申し入れられ、それが叶えられていること、3) ため池や用水路などの水利施設は、開発当初、藩の資金で造築されたものの、追加の水利施設は賀茂郡内の有力な割庄屋からの寄附によって造築されたこと、4) 入植者を増やす方策として、藩が入植者を経済的に支援し、年貢の免除や軽減などを認めていること、5) 開発開始から4年が経過しても、未開墾地が6割も残っていること、6) 田地面積よりも畠地面積の方が広く、農業用水を十分に配分できない厳しい条件の開発であった可能性が高いこと、7) 入植した百姓が生活する上で必要な生業に従事する人々が居住していたこと、などが挙げられる。これらの特徴からは、江戸時代において多くの藩が百姓に対して厳しい搾取をしていたというステレオタイプのイメージとは異なる、入植者に配慮した藩の手厚い対応が垣間見られた。このような対応が広島藩の一般的な対応であったかどうかは、今後の検討課題である。

また、本稿では、水利施設に関する記載内容の合理的な解釈を、絵図や現実の地形条件に基づいて行い、中ノ峠池の復元など具体的な成果を得られた。このように文献史料と絵図・地形図などを組み合わせることで、当時の様子を精緻に再現できるところに、本稿がとった分野横断型の研究手法の意義を見出すことができよう。

脚注

- 1) 本来、村単位に作成・提出される書上帳であるが、柏原が「村」とされていないのは、まだ「村」として成立しうる政治的・経済的状况ではなかったからと考えられる。
- 2) 本史料は、広島県立文書館所蔵の竹内家文書の史料（登録番号 198801/1908）である。
- 3) 割庄屋は「村ごとにある庄屋よりも上位の役職として、複数の村からなる「組」を管轄する村役人」を指し、郡役所からの下達文書の管理や順達、郡方集談なる割庄屋相互の会合を開くなど、村政の中心的役割を担った（長沢、2015）。
- 4) 三升原は、柏原と黒瀬川を挟んだ東側の段丘につくられた新田開発地である。
- 5) 『国史大辞典』第11巻、櫛、549-550。

引用文献

- 岩佐佳哉・熊原康博（2018）：広島県西条盆地南部、柏原・三升原地区の神社境内の石造物の同一性とその成立経緯。広島大学総合博物館研究報告，10（印刷中）。
- 熊原康博（2017）：扇状地性段丘地形における新田開発の水利の特徴—広島県西条盆地南部、柏原地区を事例に—。広島大学大学院教育学研究科紀要，第二部（文化教育開発領域），第66号，59-66。

鈴木幸夫(1984)：IV 農村の変貌 山野の開拓。広島県史 近世Ⅱ，763-764。

長沢 洋（2015）：幕末の広島藩賀茂郡割庄屋とその文書—文久2年の御紙面写帖・御紙面并順達戻入・郡方集談頭書をめぐって—。広島県立文書館紀要，第13号，143-162。

西村 晃(2015)：世羅郡の「国郡志御編集ニ付下調べ書出し帳」の編集について。広島県立文書館紀要，第13号，193-217。

付記

広島県立文書館の西村 晃氏、下向井祐子氏をはじめとする職員の方々には、本稿の趣旨をご理解いただき、絵図や文書の撮影、資料提供など便宜をはかっていただきました。さらに、本稿は、広島大学大学院教育学研究科社会認識教育学講座の大学院生ならびに学部生とともにに行っている自主的な勉強会や野外調査を通して得た知見を大いに活用させていただきました。記して、以上の機関・方々に厚く御礼申し上げます。

また、文中に見える溝の名称として差別的な表現を用いている部分がありますが、地域に伝わる固有の名称であるため、そのまま掲載しました。

(2018年8月31日受付)

(2018年12月5日受理)

	式人	右懸り人
	一、牛馬拾九疋	
内	〇拾八疋 牡牛 〇老疋 牡馬	
	一、憩亭無	
	一、市町無	
	一、御建藪無	
	一、川無	
	一、橋無	
	一、深沼無	
	一、堰無	
	一、口無	
	一、堂無	
	一、古城跡無	
	一、古戦場無	
	一、廃寺廢祠無	
	一、名勝無	
	一、人品無	
	一、旧家無	
	一、古器物無	
附録	一、諸寄附物之儀者委細三升原記江書出候ニ付略之	
	一、家数六拾三軒 住居人居宅	
	式軒 乃美尾村方引越申候与頭同格弁右衛門、吉川村先与頭当引受役	
	角兵衛右同人、全く自力家作ニ而藁代御褒美銀之儀、乍恐御断	
	奉申上候ニ付御下不被遣之事	
内	自力家作者、但居宅間敷老坪ニ付銀五匁積為藁代御褒美被下候	
	三拾四軒 難洪ニ付自力家作業不相叶もの、居宅牛屋立調入用并農具代当	
	三拾七軒 分飯用共一軒ニ付御銀百五拾目宛為御仕向被下候	

右当原之儀如斯御座候、以上

一割用懸 割庄屋乃美尾村

万右衛門

津江村

雄平

同見習乃美尾村

八十八

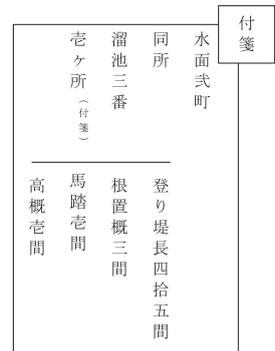
竹内氏方受取

御代官	長沼因幡藤原政信
于時文化七庚午六月吉日 伴伝右衛門資珍	御代官手附 御用懸 吉郷村庄屋 棟梁 乃美尾村
西山造酒円	吉田太兵衛 割庄屋津江村 弁藏 角藏
高木源三郎 田口村庄屋 田口村組頭	清水勇次 佐太郎
井上猪平太一 <small>小比曾 大河内</small> 村当分 権右工門 同吉郷村	山本伊三郎 同 <small>小比曾 大河内</small> 村組頭 大工 <small>小比曾 大河内</small> 幸七
寄附品目	萬右衛門 熊次郎
一、御造酒徳利 壺対	
一、三宝 壺	
一、御釣灯 壺	
一、石灯籠 壺	文化七午六月
一、植松三拾五本 文政元寅十月	
以上	
右	
寺西監物様方御寄附	
一、杉苗五百本 文化十五寅二月	
山田角馬様方御寄附	
一、石灯籠 壺 文化十四丑十二月	
西山造酒様 御寄附	
奥田外之助様 御寄附	
一、桜老本 文政元寅秋	
御役所表方御植付被遊候	
一、白狐老対 文化十四丑八月	
荒木佐助様	
野間他三郎様 御寄附	
長尾新七様	

梶山茂作様	一、縦木式本 文政式卯二月
	三宅嘉藏様 御寄附
	黒川林次郎様 御寄附
	一、水盤老面 文化十四丑冬
	向井周右衛門様
	山本伊三郎様
	児玉茂助様
	三輪伝藏様
一、幟 老本	文化七午年
右	割庄屋津江村
	佐太郎
	同 乃美尾村 寄附
	同 万右衛門
一、石灯籠 老	文化十四丑冬
	割庄屋乃美尾村
右	万右衛門
	同 津江村 寄附
	雄平
一、物産	右之外絵馬植樹類寄附品物有之候得共多端ニ付略之申候
○五穀之類	
米 糶 白麦 小麦 大麦 大豆 赤小豆 豇豆 豌豆 蠶豆 藳豆 刀豆	
稷 蕎麦 粟 蜀黍 △胡麻	
菜蔬之類	
蘿蔔 分葱 薔 茄子 南京瓜 胡瓜 蒿苳 芋 甘藷 牛蒡 蔞 紫蘇	
葱姑 蕃椒 △藜菜 接統草 土筆 車前 艾 △初葺 針葺 △常山 茶	
○草の類	
野葡萄 仙人草 水葵 浮萍 黄茅 千本草 貫衆 菅茅 芭 酢漿草 薺	
○木之類	

- 右大久保方ひの掛原下迄
- 堀溝 長式百貳拾間
- 溜老番池本樋尻方吉郷村じが谷頭迄
- 老ヶ所 堀溝長三百八拾七間
- 溜老番池樋尻方鎮守社脇迄
- 老ヶ所 堀溝長百六拾七間
- 溜式番池本樋尻方田口村久米藏開迄
- 老ヶ所 堀溝長貳百九拾八間
- 溜式番池上樋尻方弁右衛門脇迫田口村六三郎開迄
- 老ヶ所 堀溝長百七拾六間
- 西の池台樋尻方小比曾本谷頭迄
- 老ヶ所 長八拾三間
- 溜式番池尻水坪方田口村吟藏開迄
- 老ヶ所 堀溝長貳百貳拾間
- 鎮守社後方吉郷村古新開池台（ついで）通り大河内忠藏開迄
- 老ヶ所 長三百三拾七間
- 吉郷村古新開池台樋辺方下
- 内一 百拾四間 少上溝
- 一 貳百貳拾三間 堀溝
- ひの掛谷頭水坪方作次郎開迄
- 老ヶ所 堀溝百貳拾間
- 弁右衛門前小谷頭方田口村政七開迄
- 老ヶ所 堀溝長八拾間
- 三谷弁十郎開迄
- 老ヶ所 堀溝長百六間
- 同所西ノうね弥助開迄
- 老ヶ所 堀溝長九拾間
- 一、開拾四ヶ所 御銀出調
- 内

- 吉郷村大沢田 長老間
- 用水箱渡樋老ヶ所 幅一尺 松板差樋
- 深五寸
- 一 吉郷村枝郷市の畑方 小比曾とうじやう迄の内 柏原へ引溝筋之下夕谷々より出る
- 悪水抜水門
- 瓶開拾三ヶ所 一 老ヶ所長老間三步宛 差渡内法七寸
- 一、神社老ヶ所
- 鎮守
- 稻荷大明神 御殿 拝殿 華表
- 京都吉田殿配下社人 吉郷村住一 小比曾村 受因幡苗氏長沼と唱申候
- 福本村住一 田口村 大河内村 受美濃進苗氏山持と唱申候
- 文化七年六月郡奉行寺西監物様御境内稻荷大明神勸請、両村社人并当郡注連頭寺家村撰津立会遙拜二而執行之御用懸割庄屋兩人右三ヶ村役人長百姓出席
- 祭日八月十日
- 神殿文化七午年建調、諸入用之内半方寺西監物様御寄附被為遊、残銀者御用懸割庄屋兩村右村々役人長百姓寄附追加出来、拝殿文化十四丑夏出来悉皆御銀出華表文化七午年新建立伴伝右衛門様御寄附被遊候処、同十三子秋風損二付御注進奉申上候処、再建御免許諸入用御銀出
- 御神殿棟札御役所方御書調御下被遣候写左之通
- 田口村
- 大河内村
- 福本村住
- 山持美濃進藤原清重
- 願主郡御奉行
- 奉勸請賀茂郡一 小比曾村 柏原稻荷大明神唐櫓成立広栄 寺西監物平康義
- 吉郷村 吉郷村
- 田口村 小比曾村
- 吉郷村住



水面凡七反
 周廻式百八拾間
 底極長拾間 内 六間 瓶種 内法差 八寸
 四間一 松操種 廻り四尺
 立極長老間半 廻り三尺
 但堤法方並二縫らせ有之候
 上極底長六間 松操種廻り三尺
 立極長老間 廻り式尺五寸

右両溜池文化十三子春山本伊三郎様御出張出来、尤老番池之儀者翌丑秋御同人様御出張仕、増普請被為成遣候

同所 堤長五拾八間 登堤長五拾間
 溜池三番 根置七間半 根置概式間八歩
 ○老ヶ所 馬路老間式歩 馬路概八歩
 高式間三歩 高概老間式歩

水面凡七反
 底極長七間半 松操種廻り四尺
 立極長老間半 松操種廻り三尺

右文化十四丑春山本伊三郎様御出張出来、右溜池三ヶ所共皆出来諸入用御銀出建、尤右池調方濫觴者割庄屋吉川村六郎兵衛寄附調願御許容被遣、諸入用之内御差遣ニ相成申候、右御普請中御用懸割庄屋始其外出勤諸役人而銘々飯米持出ニ而相勤候ニ付全出捨寄附

一、柏原三谷之東之谷 但鎮守社後谷之事
 一、溜池老ヶ所同原田口村分用水行届不申ニ付、且其段御願申上、堤長三拾六間、根置拾式間、高式間半、馬路式間、夫積前千五百人余之内五百人同原出捨、残千人余外種伐木入用の御免許御銀出建
 天保午四月

一、用水坪式ヶ所
 溜池式番池尻
 ○老ヶ所 水面式畝余
 檜掛谷頭
 ○老ヶ所 水面老畝余
 右文化十五寅春出来諸入用御銀出

一、溝渠拾四ヶ所
 内
 ○用水大溝式ヶ所
 内
 鷹の巢吉山谷出水中峠谷雨池方柏原へ流
 老ヶ所 但、曲り溝一 長千三百式拾間 陌五歩
 右文化十四丑夏出来、悉皆諸入用割庄屋吉川村庄屋嘉平太寄附調
 小田方流出吉郷村市ノ畑宮の前方柏原溜池迄
 老ヶ所 長八百四拾間 陌四歩
 右文化十三年子春出来御銀出
 開地筋用水溝拾式ヶ所 御銀出
 内
 溜池番池台種方流田口村ひの掛迄
 老ヶ所 長六百式拾九間
 右老番池台種方鎮守社後少下迄
 堀溝 長式百式拾六間
 右鎮守社後少下方田口村大久保迄
 内 揚溝 長百八拾三間

当原標的鎮守社方

- 北 本郷田口村中角、卜小川 三拾八町、四日市、江武里 吉川村中平の下橋迄
- 南 本郷小比老村中坂元渡 三拾貳町、広嶋江八里 大河内村中宗源橋迄 拾六丁、内海村江三里 三丁、三津村江三里半
- 東 大河内村中宗源橋迄 拾三丁、三津村江三里半

一、往来道当原之内

- 下見原村辺より下黒瀬下浦部村々通路
- 九丁 北田口村腰林境方南小比曾村腰林境迄
- 但、道筋之内橋飛渡江峠等無御座候

内 五丁三拾間

- 一 原中鎮守社方
- 一 北田口村腰林境迄

三丁三拾間

- 一 原中鎮守社方
- 一 南小比曾村腰林境迄

大河内村并国近村之内今、田辺方矢野村江通路

- 東 吉郷村・小比曾村・大河内村・田口村寄合石堂原境

○九丁三拾間

但、右同断

- 西 一 小比曾村腰林端
- 一 但当原溜池口迄

内 六丁

- 一 原中鎮守社より
- 一 東石堂原境迄

三丁三拾間

- 一 原中鎮守社より
- 一 西小比曾村腰林境迄

一、御建山

一、御留山

一、野山

一、腰林

右者本村ニ准ス故ニ略之

一、池塘四ヶ所

内 御銀出調

堤長五拾間

中ノ峠谷 根置三拾間

○老ヶ所 馬踏五間半

高 九間

水面凡四町、周廻五百拾五間

底樋長三拾間

同立樋長老間半

中樋長式拾四間

同立樋長三間半

上樋長拾老間

同立樋長式間

右者文化十五寅春八歩方出来立文政二卯春皆出来、兩度御普請中兒玉茂助様御出張、御用懸り割庄屋始其外諸役人飯米銘々持出全出捨二而出勤、右雨池築調悉皆諸人用永代割庄屋同格広村庄屋多賀谷武兵衛寄附出銀御許容被為在候、尤御銀者御役所江相納候、勿論御人出御普請之儀故全御銀出建り

柏原 堤長百拾間

溜池一番 根置拾式間

○老ヶ所 馬踏老間式歩

高概式間五歩

水面凡式町五反

周廻三百三拾間間

底樋長拾式間

立樋長式間

上樋底長七間

立樋長老間

同所 堤長百拾五間

溜池式番 根置拾間

○老ヶ所 馬踏老間五歩

高概式間

松廻り五尺操樋

松廻り四尺

一 栗厚四寸抜板二面 差樋但外ト老尺四寸角

松廻り四尺

内 一 式間松廻り五尺操樋 九間瓶樋内法差渡七寸

松廻り四尺

登り堤長八拾式間

根置概六間

馬踏老間式歩

高概老間五歩

六間瓶樋 内法 差渡八寸

六間松操樋廻り四尺

松廻り三尺

但、堤法方並継らせ有之候事

松操樋廻り三尺五六寸

松廻り三尺

堤長百拾五間

根置拾間

馬踏老間五歩

高概式間

吉郷村田口村江も相及候ニ付、吉郷村百姓五人・田口村百姓六人同意ニ自力家作住居仕度願出候ニ付、万右衛門 雄平 方書付取次御願奉申上候処御許容被遣、家作之儀者三升原趣ニ准し為薰代居宅間敷老坪ニ銀五匁ツ、御積而御褒美銀被下之難有奉頂戴、同冬方取懸翌子春右十七軒之もの家作相調開地出来仕候、同冬大田村出生浮過保兵衛柏原住居之志願有之候得共、極難渋ものニ付家作可仕業不相叶相歎居申候ニ付、其段有懸り御伺ひ書付奉差上候処、家作入用銀御仕向被遣候ニ付難有早速家作住居開地作業仕、其已後極難渋もの、儀者右同様家作銀御仕向被為遣候ニ付、追々住居人家作開地等も相増、当時一村之姿に相成候事

一、原広狭之事

東西凡拾二町
南北凡五町

一、隣境之事

吉郷村 寄合野山石堂原境

東者 一 小比曾村
一 大河内村

田口村

西 一 上者右三ヶ村寄合野山鷹野巢山境
一 下者田口村 卷ツ 橋原境

南 一 上者小比曾村
一 下者吉郷村 腰林境

北 田口村腰林境

一、原内小名之事

三谷 此所深谷合三ツ有故なり

三本松 一 此所先年大木松三本
一 有之候故と言伝ふ

大漕田 此所湿地故此名有之候と相見申候

大久保 此所久ほ地故此名有と相見申候

檜ひの掛かけ 由来相知不申候

一、畝数之事

惣畝凡六拾町 但、平地井谷合共

内

式拾五町三反九歩 去ル子春方当卯閏四月迄開畝数

九反四畝廿老歩 屋敷

内 拾老町三反三畝九歩 田方

拾三町貳畝九歩 畠方

残三拾四町余 未開

子年一、寸志米六斗 御上納

丑年一、同老石五升 同断

寅年一、同老石四斗 同断

但、御見取米者未上納仕申候

一、原日受土地合之事

原 東向日受中但人家ハ多く一反已向

土地 ねば井ひくべ

一、原形勢生産等之事

西ハ野山鷹野巢山ニ而小高き兀山、東者当原と同様成原山、南北者腰林ニ而四方共郷続なし、彼南北之腰林より追々土地低く吉郷・小比曾・田口三ヶ村本郷也

当原西南者小高き土地ニ而真南当り溜池三ヶ所子丑兩年御築調被遣、則小田山方流出る余水を溜置候得共、新開キ之田方殊ニ年々畝数相増候故用水不足ニ而早損強候所、去春以来中ノ峠谷江拔群大き成雨池御築調被遣候故、最早用水之備者潤沢と相考候、尤開地溝筋等も未ゞり合不申候ニ付、用水も別而多分宛テ込不申候而者行足り不申候故、未日和を好と申ニも無御座候土地者大概中ノ下ニ当り可申候、山所者三ヶ村方書出候ニ付肥草刈場相応ニ有之候、当原小高き所ニ而広原成るか故に、氣候者近郷ニ而之寒所御座候故霜降早く、尤雪は古地村と凡同様相見申候、新開地之義故多く者耕作人也、尤諸職人手伝業等にて渡世之差加ニ仕候もの四五人御座候、扱又吉川村先与頭角兵衛義去秋方当原江引越候処、柏原引受役蒙仰、操綿元方御免許被為遣、其外諸商事等も仕候故婦人老幼之ものも操綿手業有之、達者之男者操綿

其外諸色運送賃儲等も仕候、併元來難渋もの多く住居仕候事故作食米御惠被為遣、又者諸作肥等御仕向被遣候而漸渡世仕候、就中外奥村新開地ニ引比へ候而者諸作出來立も宜相見候故、經年に随ひ追々者繁栄可仕と被相考申候

一、風俗之事

本村に准ずる故に略之申候

一、行程標的

当原中鎮守社

一、所々里程

「国郡志御用書上帳 賀茂郡柏原 ひかへ」 釈文

【凡例】

史料の収録については、『広島県史』近世資料編を参考に、なるべく原文のまま収録するよう努めたが、読者の便宜を図る上で、適宜読点をつけ、以下の点に留意した。

- 一、漢字の字体について、旧字体のあるものは新字体に直した。
- 二、誤字・脱字については、明らかな誤りは訂正したが、その他は右側に「(ママ)」「(〇〇カ)」と注記した。
- 三、変体かなは原則としてひらがなに直したが、助詞として使用されている而(て)・江(え)・者(は) は小活字で示した。
- 四、特別に注記すべき内容は () で示した。
- 五、判読不可能な字については 〃 で示した。

(表紙)

文政二年卯五月
国郡志御用書上帳
賀茂郡
柏原

吉郷村
小比曾村
大河内村
田口村

一、原名之事

此原名之儀先年柏木多有之故柏原と唱え候趣申伝、既當時ニ而も原之内未開所ニ者少々有之、別而両端腰林之内ニ者柏木多相見申候

一、土地古今変改之事

往古者右三ヶ村寄合御建山ニ而有之由申伝も御座候得共証と旧証者無之、尤吉郷村古帳之内元禄之頃御紙藏方楮畠ニ御開せ被為成、畝数三拾町余楮御植付被成候趣相見候得共、土地に應不申敷生育不宜ニ付、夫以来自然と楮株断絶仕笹原ニ而牛馬飼草而已之三ヶ村寄合原ニ有之候処、文化五辰四月

郡奉行寺西監物様

御受方 郡奉行 成瀬勝之丞様

御物寄役 梶山茂作様

御代官 伴 伝右衛門様

御番組 吉田太平衛様
黒川林次郎様

右御一同御見分被為成、同年秋開畠之儀并唐榎植付可然旨御内議被為在、割庄屋津江太郎乃美尾村方右衛門へ御用懸被仰付、則其趣申及候処一統難有御肯ひ申出、尤右寄合土地分ヶ方之儀三ヶ村より申出候ニ付、其之段御伺ひ奉申上候御許容被為在候故、旧証又者地利ニ寄土地見込之趣佐太郎・万右衛門方申談候御申分無之ニ付、則境塚築調尚小内者人別へ畝数打分ヶ開畠并唐榎植付之儀御願奉申上候処、榎苗老万三千六百八拾本御下被遣候故、辰冬已春兩度ニ植付段々致守護、扱又肥銀御仕向も被為成遣候故油糟等相求念入培養等仕候得共、元来土地高成広原別而寒所故ニ幹冬枯ニ相成、尤春ニ至多ク者根より若芽を生候得共終ニ者枯果候分追々相増生育難仕、其内ニ而性根強分相残少々生立シ木御座候得共未実成申候、扱又辰年右之通開畠御免許被為遣候得共、其已後亥夏迄者鎮社開人も一向無御座候事

文化六巳十一月下旬、殿様四日市本郷辺江御泊鷹野被為成御座候節、両原為御覽御寄道被為遊御座候事

文化十一戌年西山造酒様御出郡被為遊、御付廻り向井周右衛門様右之節両原御見分被為成、家作住居之人を着開地作業致せ可然様御発論被遊、依之三升原ニ者田口村小百姓三人大澤村同式人家作住居仕度旨願出候もの出来仕候得共、当原に者夫等願出候もの一向無御座候所、翌亥年ニ至小比曾村先庄屋清助儀兼々西山造酒様奥田外之助様方御発論被為在候御趣意難有相含罷在、当割庄屋万右衛門佐太郎伴見習雄平方申及候趣彼是発起仕、清助儀先ツ自身方家作開地可仕旨を以村方百姓相誘ひ候処、同村百姓次郎左衛門・忠左衛門・武兵衛・孫十郎・政平と申者其之意ニ応シ自力家作可仕含ニ相成候得共、第一用水無之候而者田開相成不申、畠開地斗ニ而者所詮永久之見込も無之趣ニ付不安ニ存致猶予居候処、折節稲毛御升突御用御番組様御出郡に付右等之趣御伺ひ申上候処、其後御勘定所郡御受荒木左助様、当郡御番組山本伊三郎様御出郡序柏原御見分、夫方小比曾村奥小田山方流出候川筋余水、吉郷村枝郷市畑より新溝付候得者柏原江懸り可申哉否之儀、水源より夫々御見分被成、割庄屋万右衛門御付廻仕候御許亦以水利宜相見候由、清助始外五人百姓共競気付、則自力家作住居仕度段願出候処、其趣